

① 東京大学による憲法違反・名誉棄損事件

第8回口頭弁論(2月8日)では、被告準備書面(4)に対する反論として、原告準備書面(4)を提出した(pdf 145)。また武田邦彦中部大学教授と池田清彦早稲田大学教授に証人をお願いし、引き受けていただき、証人申請をした。

武田教授には「東京大学による憲法違反という重要事情をかかえる名誉毀損事件」に関して証言をお願いし、陳述書(pdf 149, 150)を書いていただき提出した。

池田教授には、「C O₂ 温暖化スキャンダル」に関する証言をお願いしている。

また、小宮山宏前東大総長、住明正東大教授、明日香東北大教授、山本政一郎元東大大学院生の被告側4人に対する尋問事項書(pdf 153)を提出した。

一方、被告東京大学は、住明正東大教授、明日香東北大教授を被告側証人として申請し、陳述書を提出した(pdf 151)。次回口頭弁論で証言日程が決まることになる。

この事件は、そもそも小宮山前東大総長がC O₂削減を麻生内閣に提案したことから始まった。ところが、本家IPCCで温暖化スキャンダルがうわさされるようになり、C O₂の排出量取引もうまく進みそうにもない。

そこで、小宮山前総長は何とかしたいとあせって、「温暖化懐疑論に終止符を」(日経談話)ということで、反対する学者を人身攻撃して、その社会的影響力を殺ごうとし、職権により東京大学を利用した。その結果、東京大学という自他ともに認められた「学問の府」が、「学問の自由に違反した」と、訴えられることになったのである。

第9回口頭弁論、11年3月15日(火)10時、東京地裁411号法廷

② 気象学会による論文発表妨害事件

気象学会による論文掲載拒否事件は、前回の報告で述べたように、昨年末、最高裁の「みくだり決定」で簡単に終了した。この「みくだり決定」には、「原告の裁判を受ける権利が侵害された」と、この決定をした4人の最高裁裁判官を訴える方法が残されている。しかし、その時効は3年なので、ここであわてて決める必要はない。

ところで、原告は裁判での勝敗にはあまりこだわっていない。日本では、巨大借金の政府が、さらに国債を増額してC O₂対策の財源を確保し、これにより企業は原発とエコポイントで、マスコミは企業広告で、学者は研究費優遇で、それぞれ儲けている。この時、救いようのない事件でない限り、裁判所だけが先行的判決をする訳がない。

ところで、世界は、今寒冷化に向けて大きく変わっている。各国議会は次々と政府のC O₂対策の提案を否決している。企業は撤退してC O₂価格が低迷し、シカゴ排出量取引所はこの1月に閉鎖された。学者は「そんなこと言ったっけ」という態度である。

日本も、いずれ、世界と同じになる。その時、このふたつの裁判は、御用学者たちが逃げることを許さない。彼らが、どのようなデタラメを言って反対する学者の名誉を毀損し、またその発言を妨害してきたか、という記録が裁判所に残ることになる。

これは、将来、学者世界の教訓として伝えられることになるであろう。